

## 電子納品保管管理システムQ&amp;Aについて

## 【電子納品作成時】

質問1	工事番号(業務番号)は何を入力すればよいですか。
回答1	コリンズ登録番号(テクリス登録番号又はPUBDIS登録番号)を入力してください。番号が無い場合は入札情報サービスホームページ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm</a> )に掲載されている各事案毎の設計書番号を入力してください。
質問2	発注者コードは何を入力すればよいですか。
回答2	発注者コードは「電子納品発注コード表(旧版) ( <a href="http://www.cals-ed.go.jp/h2803_code/">http://www.cals-ed.go.jp/h2803_code/</a> )」を確認の上、入力してください。
質問3	受注者コードは何を入力すればよいですか。
回答3	発注者が定めるコードであり、防衛省の場合、コリンズ/テクリス/PUBDISに登録している企業IDになります。
質問4	施設別識別コードは何を入力すればよいですか。
回答4	半角数字6字「999999」を入力して下さい。
質問5	建築物識別コードは何を入力すればよいですか。防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について(通知)には「識別コード」について記載されており、『施設識別コード及び建築物識別コードは半角数字6字「999999」』とすると記載されているが国土交通省で発行している電子納品要領では施設識別コードが8桁、建築物識別コードが11桁で記載するよう記載されている。それぞれ6桁で記載することが原因でエラー表示がでていると思われるので確認したい。
回答5	半角数字6字「999999」を入力して下さい。チェックシステムにおいては本事項によるエラーが表示されますがシステム登録には影響がないのでご了承ください。
質問6	複数の職種が含まれる工事の場合、同一工事名の登録ができないため、設備分か建築分の片方しか登録出来ない事象があった。作成については手引きに基づき、土木・建築・設備の職種毎に電子成果品を作成し提出されているが、建築・設備については登録システムが同じなので今回の事象が生じたと認識している。この様な場合、INDEXを1/2等で作成しないといけないのか。それとも件名を修正して、登録を行うのですか。
回答6	一つの工事に複数の職種が含まれた場合、工事番号(又は設計書番号)を同一にした場合、建築工事を登録した後、土木工事を登録した場合電子納品システム上同じ工事と識別され、既に登録されている旨表示され登録できません。そのため工事番号(又は設計書番号)及び工事件名(又は業務件名)は以下を参考に設定してください。 工事名称(1) ○○(1)庁舎新設建築その他工事(建築工事分) 工事番号(1) 000000101 (コリンズ登録番号の後に「01」) 工事名称(2) ○○(1)庁舎新設建築その他工事(土木工事分) 工事番号(2) 000000102 (コリンズ登録番号の後に「02」) -----